

専用水道のてびき（手続き編）

令和8年4月

<お問合せ先>

福島市保健所衛生課

〒960-8002

福島市森合町10-1 保健福祉センター3階

TEL：024-597-6319

FAX：024-533-3315

目次

第1	はじめに	・・・ 2
第2	専用水道とは	・・・ 2
第3	専用水道に該当する施設の例示	・・・ 3
第4	一般的な手続きの流れ	・・・ 4
第5	布設工事確認申請（新設・改造・増設）	・・・ 4
第6	給水開始前届	・・・ 6
第7	水道技術管理者の報告	・・・ 6
第8	変更等の届出	・・・ 8
第9	水道業務委託について	・・・ 8

法　：水道法

令　：水道法施行令

規則：水道法施行規則

要領：福島市専用水道等許可関係事務処理要領

第1 はじめに

水道法第3条第1項において、「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する総体で、臨時に施設されたものを除くとされています。

専用水道は、水道法の適用を受け、安全で衛生的な水の供給が定められています。専用水道を安全で衛生的に管理するためには、日ごろから様々な点に配慮しなければなりません。

専用水道を設置している、又はこれから設置しようとする方は、この「専用水道の手続き編（手続き編）」及び「専用水道の手続き編（維持管理編）」を参考とし、諸届出や維持管理など飲用水の安全確保に努めてください。

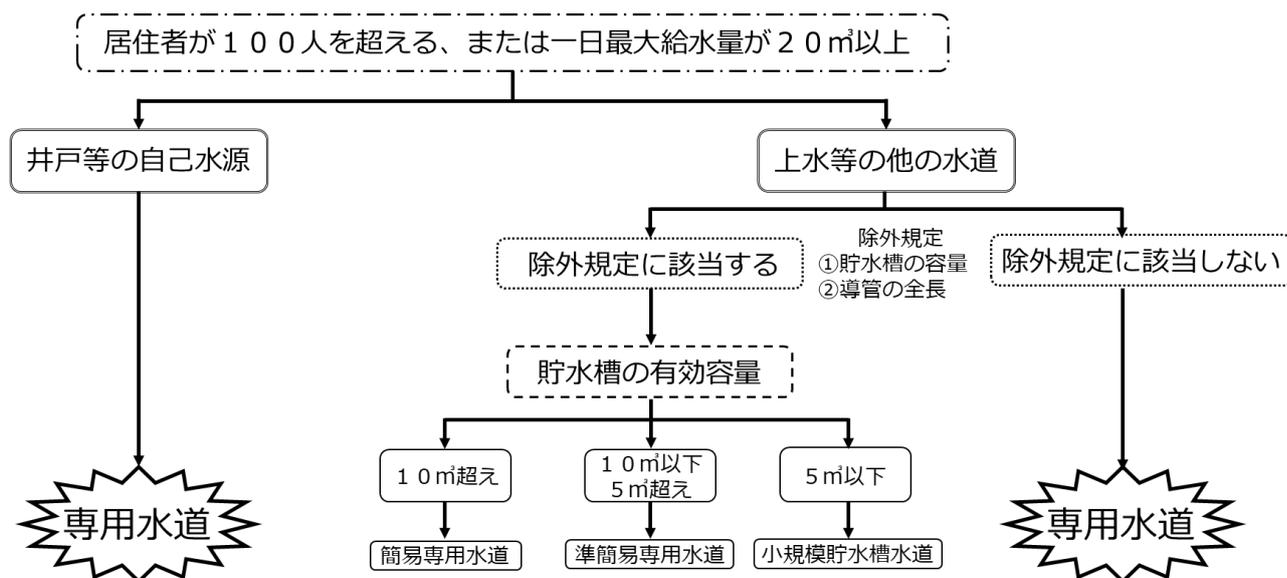
第2 専用水道とは

専用水道とは、自家用の水道で、100人を超える居住者に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の一日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量）のうち、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活に利用する水量が20m³を超えるものをいいます。アパート、マンション、団地、寄宿舎、社宅、療養所、分譲住宅、老人ホーム、学校、レジャー施設等が該当します。

また、水道局から供給を受ける水のみを水源とする場合でも、下記のいずれかに該当する場合には専用水道に適用となります。

- (1) 口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの※1。
- (2) 水槽の有効容量の合計が100m³を超えるもので、六面点検ができないもの（地上接地を含む）。

なお、「居住に必要な水を供給する」とは、継続的な生活を営むために必要な水を供給することをいいます。下記の確認フローで専用水道に該当するか確認できます。



※1 導管の全長とは、地中又は地表（地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられたものは除く）に敷設されている口径25mm以上の導管で、貯水槽から各棟までのすべての長さを加えたものを指します。貯水槽以前の給水装置及び建物内の縦管は含みません。

第3 専用水道に該当する施設の例示

自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかの場合に該当する場合、その水道施設は専用水道となります。

1 共同住宅、社宅、療養所等で、居住している人口が100人を超える場合

(1) 受水型施設(他の水道から給水を受ける水のみを水源とする施設)

受水型施設はさらに次のいずれかに該当する場合のみ専用水道となります。

ア 水槽の有効容量が100 m^3 を超える場合(六面点検可能な施設は除く)

いわゆる地下式貯水槽に代表されるような六面点検不可能な貯水槽であって、有効容量が100 m^3 を超える施設です。

(例) 共同住宅で、150 m^3 の地下式貯水槽をもつ施設

イ 導管の全長が1,500mを超える場合

ここでいう導管の全長とは、地中又は地表(地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられたものは除く)に布設されている口径25mm以上の導管で、貯水槽から各棟までのすべての長さを加えたものを指します。貯水槽以前の給水装置及び建物内の縦管は含みません。

(例) 大規模な団地で、導管の全長が2,000mの施設

(2) 自己水源型施設(井水等を利用する施設)

(例) 150人居住している共同住宅で、井水等を使用する施設

2 建物の用途は問わず、生活の用に供する一日最大給水量が20 m^3 を超える場合

(1) 受水型施設(ほかの水道から給水を受ける水のみを水源とする施設)

受水型施設はさらに次のいずれかに該当する場合のみ専用水道となります。次のいずれかに該当しない場合は専用水道には当たりません。

ア 水槽の有効容量が100 m^3 を超える場合(六面点検可能な施設は除く)

いわゆる地下式貯水槽に代表されるような六面点検不可能な貯水槽であって、有効容量が100 m^3 を超える施設です。

(例) デパートで、飲用、手洗い等で使用している水の一日本最大給水量が20 m^3 を超え、200 m^3 の地下式貯水槽を持つ施設

イ 導管の全長が1,500mを超える場合

(例) 大規模な工場で、従業員の飲用、手洗い等で使用している水の一日本最大給水量が20 m^3 を超え、導管の全長が2,000mを超える施設

(2) 自己水源型施設(井水等を利用する施設)

(例) 学校で井水を使用しており、飲用、手洗い等で使用している水の一日本最大給水量が20 m^3 を超える施設

第4 一般的な手続きの流れ

専用水道の水道施設の新設又は政令で定めるその増設もしくは改造の工事(以下「布設工事」という。)を行おうとするときは、その工事に着手する前に保健所長の「確認」を受けなければなりません。

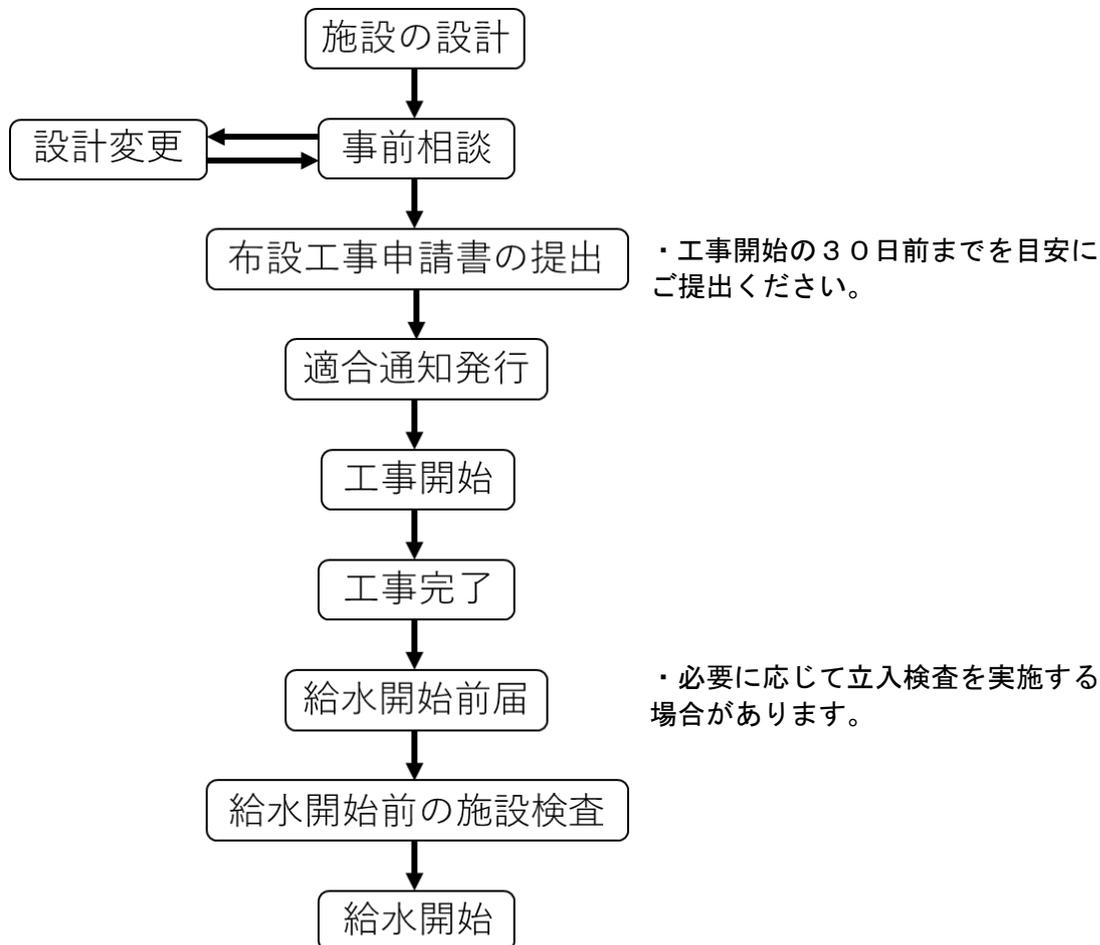
「確認」を受けなければ、その工事に着手することができません。

また、「確認」の申請(法第33条)(以下「確認申請」という。)をするためには申請書を保健所長に提出しなければなりません。

さらに、水道技術管理者1人を選任し、工事が完了したときは、水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に保健所長に届出を行わなければなりません。

給水を開始する届出をしなければ、給水を開始することができません。

専用水道の設置(計画・設計段階から給水開始まで)の手続きは下記のとおりです。



第5 布設工事確認申請(新設・改造・増設)

専用水道の水道施設において、「布設工事」を行おうとするときは、その工事の着手前に、その設計について確認を受ける必要があります。法第32条の規定による専用水道の確認を受けなければならない事項は、次のとおりです。

事項	内容
水道施設の新設	水道施設の新設に係る工事
水道施設の改造等 (政令第3条)	1 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 2 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

専用水道布設工事確認申請書(要領様式第1号)に添付する書類は下記のとおりです。ただし、改造・増設の場合には下記の(9)及び(10)について添付の省略が可能です。

なお、工事設計書については、要領別紙1「専用水道工事設計書(例)」を参考としますが、必要な事項が記載されていれば任意様式で作成していただいて構いません。

(1) 工事設計書

- ① 一日最大給水量及び一日平均給水量
- ② 水源の種別及び取水地点
- ③ 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- ④ 水道施設の概要
- ⑤ 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- ⑥ 浄水方法
- ⑦ 工事の着手及び完了の予定年月日

(2) 水の供給を受ける者の数を記載した書類

(3) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面(近傍の他の水道施設の給水範囲を明示したもの)

(4) 水道施設の位置を明らかにする地図

(5) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

(6) 主要な水道施設((7) に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(7) 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

(8) 専用水道の布設を必要とする理由(専用水道の増設・改造等の工事の場合にあっては、その工事を必要とする理由)を記載した書類

(9) 専用水道の布設工事をしようとする者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、専用水道を布設することについての意思決定を証する書類

(10) 専用水道の布設工事をしようとする者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款その他の基本約款の写し

(11) 取水が確実であることを明らかにする書類

受理した申請書について水道施設の施設基準(法第5条)に適合している、または不適合である旨を申請者に通知します。適合であることを通知で確認してから、布設工事を開始します。

第6 給水開始前届

布設工事完了後、給水を開始する前に、給水開始前届(要領様式第2号)を提出してください。添付書類については下記のとおりです。なお、施設検査調書については要領別紙2「水道施設給水開始前の施設検査調書(例)」を参考にしますが、必要な事項が記載されていれば任意様式で作成していただいて構いません。

また、本届出後には必要に応じて立入検査を実施する場合があります。

(1) 水質検査の結果(52項目)

(2) 施設検査調書

注1 水質検査は当該新設、増設、又は改造に係る施設を経た末端の水道水において実施してください。

注2 施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものです。

注3 必要に応じて施設の内容を明らかにした図面等の提出を求め場合があります。

第7 水道技術管理者の報告

水道法では、水道の管理の適正を期するため、専用水道の設置者が水道技術管理者を置くことを義務付け、その事務及び資格要件について規定していますので、資格要件を満たす水道技術管理者を一人設置して法第19条第2項の技術上の業務に従事してください。

水道技術管理者の資格要件は令第7条及び規則第14条で表1のように定められています。資格の確認は、専用水道の設置者が自ら調査して自己の責任で行ってください。

ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる一日最大給水量が1,000m³以下の専用水道については有資格者であることを問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありません。

専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置及び変更したときは、要領様式第4号「水道技術管理者設置(変更)報告書」を提出してください。なお、水道技術管理者の資格要件を証する書類を添付してください。

表1：水道技術管理者の資格要件（実務経験年数）

専攻の種別 学校の種別	土木工学（土木科）又は これに相当する課程		土木工学以外の 工学、理学、農 学、医学、薬学	左記以外の学科
大学	①衛生工学又は水道 工学に関する学科目 を修めて卒業	②左記以外の学科 目を修めて卒業	4年以上	5年以上
	2年以上	3年以上		
	衛生工学・水道工学を専攻し修了		—	—
	①の場合1年以上	②の場合2年以上		
大学院	研究科において、1年以上衛生工学・水道 工学に関する課程を専攻		—	—
	①の場合1年以上	②の場合2年以上		
旧制大学	2年以上		4年以上	5年以上
短期大学(※1) 高等専門学校 旧専門学校(※2)	5年以上		6年以上	7年以上
高等学校 中等教育学校 旧中等学校	7年以上		8年以上	9年以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・外国の学校は、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様の取扱いをする。 ・技術士法の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（上水道及び工業用水道又は水道環境を選択）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者。 ・建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 			
<p>(※1) 学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。</p> <p>(※2) 学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。</p> <p>(注) 一日最大給水量が10,000m³以下であるものについては、経験年数はこの表の2分の1とする。</p> <p>(注) 実務経験の年数に簡易専用水道での従事経験は算入しない。</p>				

第8 変更等の届出

1 変更

専用水道の設置者は、「専用水道布設工事確認申請書」の記載事項や専用水道の概要等に変更が生じた場合は、要領様式第5号「専用水道記載事項変更届」により届け出てください。

(例) 設置者法人の所在地や代表者の変更 等

なお、変更内容が水道施設の改造・増設に当たる場合には、布設工事確認申請が必要になります。

2 廃止

専用水道を廃止した場合には、廃止後速やかに要領様式第6号「専用水道廃止届」により届け出てください。

(例1) 他の水道事業と統合のため。

(例2) 居住人口が100人以下となり、再び100人を超える見込みがないため。

上記例2の場合であって利用人口が50人を超える場合には、「専用水道廃止届」に加え、要領様式第7号「給水施設適用報告書」も併せて提出してください。このとき、当該施設が明らかに専用水道に該当していないことを確認できる資料を添付してください。

3 専用水道の適用

工事を伴わずに専用水道に該当することとなった場合は、「専用水道適用報告書」により届けてください。このとき、水道施設の概要を明らかにする資料として、専用水道布設工事確認申請書の添付書類のうち、必要なものの提出を求められます。

第9 水道業務委託について

専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者、水道用水供給事業者又は当該業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託することができます。

1 水道法における業務の委託

法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託(以下、「業務の委託」という。)は、専用水道の設置者等の責任のもとで行われている私法上の委託とは性格の異なるものです。

従前からの私法上の委託では、受託者は水道法上の責任を負う専用水道の設置者の監督指示のもと、事実上の行為のみを実施します。

業務の委託の場合、受託者は受託契約に基づき、一定範囲で設置者に代わって水道法上の責任を負うこととなり、保健所長等からの監督を受け、また、受託者が適正に業務を実施しない場合には、受託者自身がその責任を問われ、水道法上の罰則の適用を直接受けることとなります。

2 業務の委託に係る届出(規則第17条の7)

専用水道の設置者は、業務を委託したときは遅滞なく要領様式第3号「専用水道業務委託届」を提出してください。なお、受託水道技術管理者の資格要件を証する書類を添付してください。

3 設置者と水道管理業務受託者（業務の委託を受ける者）の責務

委託した業務の範囲内においては、委託者である設置者は、水道法上の責務について適用除外され、受託者がその責務を負うこととなります（法第53条適用）。

しかし、給水義務等の需要者に対する責任については設置者固有の責任であり、受託者が原因でこれらの責務を果たさない場合であっても設置者は責任を負うこととなります。

4 受託水道業務技術管理者の設置

受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当するため、水道技術管理者の要件を満たす受託水道業務技術管理者を一人置かなければなりません。受託水道業務技術管理者は、委託された業務の範囲内において水道技術管理者の行うべき事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

5 受託水道業務技術管理者の資格（令第11条）

受託水道業務技術管理者は、水道技術管理者たる資格を有することが必要です。

6 委託契約書の作成（令第9条、規則第17条の6）

設置者は、次の条項を含む委託契約書を作成しなければなりません。

- (1) 委託契約に係る業務の内容に関する事項
- (2) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (3) その他国土交通省令で定める事項
- (4) 委託に係る業務の実施体制に関する事項